**新型コロナウイルス感染症に関する相談・支援情報をお知らせします**

**感染症予防にご協力をお願いします**

新型コロナウイルス感染症に「ならない」、「うつさない」を合言葉に、日頃から、皆さん一人ひとりが感染拡大防止に取り組みましょう。

・不要不急の外出を控えましょう

・うがい、手洗い、消毒、咳エチケットなどを心がけましょう

・3密（密閉・密集・密接）は避けましょう

**生活支援**

**生活に困っている世帯へ**

国において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を給付する方針が示されました。手続き方法や開始時期などについては、国の制度が決まりしだい、市の広報紙やウェブサイトなどを活用しお知らせします。

　詳細は、総務省コールセンターへお問い合わせください。

問い合わせ　総務省コールセンター（土曜・日曜日、祝日を除く午前9時　～午後6時30分）

03-5638-5855

問い合わせ　政策課政策企画担当 23-2129

**生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）**

休業などで収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため、当面の生活費を、必要とする世帯に対し貸し付ける「生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）」を実施しています。社会福祉協議会の各窓口へお問い合わせください。

問い合わせ

　大崎市社会福祉協議会　本所 21-0550

古川支所 23-7400

松山支所 55-4546

三本木支所 52-2929

鹿島台支所 56-9420

岩出山支所 72-5050

鳴子支所 83-2870

田尻支所39-1236

**税・使用料などの手続き**

**市税などの納付**

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付が困難な方は、納税相談を実施していますので、納税課へお問い合わせください。

問い合わせ　納税課滞納整理担当23-5148

**市営住宅使用料の納入**

収入が著しく減少し、市営住宅使用料の納入が困難な方は、宮城県住宅供給公社へ相談してください。

問い合わせ　宮城県住宅供給公社 022-224-0014

**水道料金・下水道等使用料の支払い猶予**

水道料金・下水道等使用料の支払いが困難な方は、「大崎水道サービス株式会社お客様センター」までお問い合わせください。

問い合わせ　大崎水道サービス株式会社お客様センター 0120-366-171（フリーダイヤル）

**転入・転出・転居など**

当面の間、住所異動（転入・転出・転居・世帯変更など）の届け出を、次のとおり取り扱います。

　来庁せずにできる手続きを利用し、混雑する窓口をなるべく避けるなど、感染症予防に協力をお願いします。

・転出届の郵送受付、住所異動届の届け出期限延長、個人番号カードの継続利用、在留書申請の受付期間の延長

問い合わせ　市民課住民記録担当 23-6079

**相談窓口**

**消費生活に関する相談**

便乗商法、インターネット上の詐欺、価格や広告・販売方法に問題があると思われるなど、消費生活に関することや、借金問題（多重債務）などについて相談してください。

場所　消費生活センター（市役所東庁舎1階）21-7321

**生活相談窓口**

収入が減って家計が苦しい、家賃が払えないなど、生活のことに関し、相談支援員が解決までのお手伝いをします。

場所　大崎市自立相談支援センターひありんく（古川旭5-3-3 STビルB棟）

問い合わせ　大崎市自立相談支援センター 25-5581

**健康電話相談窓口**

感染の疑いのある人や不安がある人は、最初に電話相談窓口にお問い合わせください。新型コロナウイルスに関しての検査や受診のために、医療機関に問い合わせ、または直接出向くことは控えてください。

問い合わせ　宮城県一般健康相談窓口（24時間受付）022-211-3883、022-211-2882

　　　　　　ファックス022-211-3192 メールアドレスsodan-corona@pref.miyagi.lg.jp

「帰国者・接触者相談センター」も同じ電話番号です。

問い合わせ　厚生労働省電話相談窓口（午前9時～午後9時受付）　0120-565-653（フリーダイヤル）

**子育て**

**子育てわくわくランド・各子育て支援センターの休止**

　子育てわくわくランド、各地域の子育て支援センターは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急の場合を除き利用を休止します。なお、緊急で利用する場合でも、「体調が悪い人は利用しないこと」、「消毒やこまめに手を洗うこと」、「咳エチケットを守ること」を徹底していただくようご協力をお願いします。

問い合わせ

　子育てわくわくランド 24-7778

松山子育て支援センター 55-2564

三本木子育て支援センター 52-2529

鹿島台子育て支援センター 57-2273

岩出山子育て支援センター 72-1255

鳴子子育て支援センター 83-2153

田尻子育て支援センター 38-2556

**放課後児童クラブ・学童保育の利用**

　全国を対象とした国の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内の児童館、放課後児童クラブ、学童保育については、4月21日から5月6日まで、可能な限り利用を控えていただくようお願いします。なお、やむを得ず利用する場合は、「体調が悪い場合は利用しないこと」、「手指のこまめな消毒、手洗いを行うこと」、「咳エチケットを守ること」などを徹底していただきます。新型コロナウイルスの感染拡大から、子どもたちを守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ　子育て支援課児童福祉担当 23-6045

**育児相談・乳幼児健診の中止・延期**

　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、育児相談、乳幼児健診を、当面の間、延期または中止とします。妊娠・出産、子どもの発育・発達や育児などの相談は、随時電話で受け付けますので、気軽に相談してください。

　また、母子健康手帳の交付は、健康推進課や各総合支所市民福祉課で行っています。

当面の間中止する健診など

・パパ・ママ講座、はーと・ホッと教室、3～4カ月児健康診査、6～7カ月児離乳食相談、11～12カ月児育児相談、2歳児歯科相談、2歳6カ月児歯科健康診査

延期する健康診査（再開時期未定）

・1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査

問い合わせ

健康推進課母子保健担当 23-5311

松山総合支所市民福祉課 55-5020

三本木総合支所市民福祉課 52-2114

鹿島台総合支所市民福祉課 56-9029

岩出山総合支所市民福祉課 72-1214

鳴子総合支所市民福祉課 82-3131

田尻総合支所市民福祉課 38-1155

**施設の利用**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市が管理する公共施設などは、4月15日から5月11日まで、原則として休止（休館）とします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**コミュニティセンターの利用**

　原則として4月15日（水）から5月11日（月）まで利用を休止とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 連絡先 |
| 古川志田東部コミュニティセンター | 24-2310 |
| 古川南部コミュニティセンター | 23-5436 |
| 古川東部コミュニティセンター | 090-7073-1309 |
| 古川西部コミュニティセンター | 23-8458 |
| 古川中央コミュニティセンター | 22-3138 |

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 23-5069

**公民館・体育施設・文化施設などの休館**

社会教育施設（公民館施設、体育施設、文化施設）は、4月15日（水）から5月11日（月）まで休館します。

問い合わせ　生涯学習課 72-5035

**図書館の休館**

　図書館（複合施設含む）は、4月15日（水）から5月11日（月）まで休館します。休館中、図書館入口で一部のサービスを行います。

利用できるサービス

・予約した図書やCD・DVDなどの受け取り。

・図書やCD・DVDなどの返却

・大崎市図書館蔵書検索システムや電話による予約。

・電話などによる図書などの調べもの相談。

風邪などの症状がある方の来館はご遠慮ください。

問い合わせ　図書館（来楽里ホール） 22-0002

**公園施設の利用休止**

　市内の公園施設（野球場、サッカー場、テニスコート、集会施設など）の利用については、4月15日（水）から5月11日（月）まで貸し出しを休止します。

問い合わせ　建設課管理担当 23-8016

**古川駅東第1自転車等駐車場使用料の返金**

学校、会社などが休校、休業、在宅勤務となり、駐車場の利用をしなくなった場合、使用料の返金を行います。

問い合わせ　建設課管理担当 23-8016

**中小企業・小規模事業者の皆さまへ**

問い合わせ　産業商工課 23-7091

**経営相談**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口です。

問い合わせ

古川商工会議所 24-0055

大崎商工会 52-2272

玉造商工会 72-0027

宮城県信用保証協会大崎支店 22-0722

**資金繰り支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者や個人事業主（小規模に限りフリーランスを含む）に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者（事業規模・売上の減少率などの要件）が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

**新型コロナウイルス感染症特別貸付**

　運転資金や設備資金に使える無担保融資で、利率は一律です。

**対象**　売上高が減少した事業者（フリーランスを含む）など

**融資限度額**　中小企業：3億円、国民事業：6,000万円

**利率**　当初3年間 基準金利から0.9％の引き下げ

問い合わせ　日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

**特別利子補給制度**

　「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」など、もしくは商工中金などによる「危機対応融資」により借入れを行った中小企業者などのうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。公庫などの既往債務の借換も実質無利子化の対象です。

問い合わせ　中小企業庁金融・給付金相談窓口 0570-783183

**衛生環境激変対策特別貸付**

　他の融資制度と別枠で、最大1,000万円（旅館業は3,000万円）の融資（利率 年1.91％）が受けられます。

**対象**　売上高が減少した旅館、飲食店など

運転資金に限ります。

問い合わせ　日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

**マル経融資の金利引き下げ**

　他の融資制度と別枠で、最大1,000万円まで、通常金利から0.9％引き下げた融資を無担保・無保証人で受けられます。

**対象**　売上高が減少し、商工会議所や商工会の経営指導を受けた小規模事業者

問い合わせ

古川商工会議所 24-0055

大崎商工会 52-2272

玉造商工会 72-0027

**セーフティネット資金4号・5号、危機関連対策資金**

　最大8,000万円の融資（利率 年1.30％）が受けられます。

**対象**　4号：20％売上高が減少した事業者、5号：売上高が減少した指定業種事業者、危機関連対策資金：15％売上高が減少した事業者

売上高の減少以外に対象要件があります。市長からの認定が必要です。

問い合わせ　宮城県商工金融課商工金融班 022-211-2744

**災害復旧対策資金**

　最大5,000万円の融資（利率 年1.60％以内）が受けられます。

**対象**　売上高が減少した事業者

市長・商工団体代表などからの認定が必要です。

問い合わせ　宮城県商工金融課商工金融班 022-211-2744

・セーフティネット資金4号・5号、危機関連対策資金、災害復旧対策資金の融資制度を利用するためには、認定が必要となります。認定には売上減を確認する書類が必要です。

　詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ　産業商工課商工振興担当 23-7091

**大崎市中小企業振興資金**

　最大2,000万円の融資（利率 年1.8％（1年以内は1.6％））が受けられます。

**対象**　中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の事業者

問い合わせ　産業商工課商工振興担当 23-7091

**雇用・経営環境の整備**

　新型コロナウイルス感染症による影響による特別労働相談窓口の設置や、事業者が行った対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

**特別労働相談窓口**

問い合わせ

宮城労働局雇用環境・均等室 022-299-8844

仙台労働基準監督署 022-299-9075

ハローワーク仙台 022-299-8811

|  |  |
| --- | --- |
| 補助制度 | 補助内容 |
| 雇用調整助成金の特例措置  ハローワーク古川 22-2305 | 労働者の一時的休業など雇用維持を図った場合、  休業手当・賃金などの一部を助成 |
| 小学校など臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援  宮城労働局 022-299-8834 | 保護者である労働者に、特別な有給休暇を取得させた事業者に助成 |
| 特別休暇規定整備費用支援  宮城労働局 022-299-8834 | 就業規則に規定するため、労務管理用機器の導入・更新などを行う場合の費用を一部助成 |
| テレワーク導入費用支援  テレワーク相談センター  0120-91-6479 | テレワーク用通信機器の導入費用などの助成 |

**設備投資・販路開拓**

補助により、対象者（事業規模など）や補助率（2分の1～3分の2）が異なります。また、補助率または補助上限を引き上げた「特別枠」があります。

**ものづくり・商業・サービス補助**

　新製品・サービス開発や生産プロセス改善などに設備投資費用などを支援（上限原則1,000万円）

問い合わせ　ものづくり補助金事務局 050-8880-4053

**持続化補助**

　小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援（上限50万円）

問い合わせ　全国商工会連合会 03-6670-2540

**IT導入補助**

　ITツール導入による業務効率化などを支援（上限30～450万円）

問い合わせ　一般社団法人サービスデザイン推進協議会　0570-666-424

**給付金**

**持続化給付金**

　中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、その他各種法人などで、売上高が前年同月比で50％以上減少している方に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

**給付額**　法人：200万円以内、個人事業者など：100万円以内

国の補正予算の成立を前提としており、今後、事業内容が変更される場合があります。

問い合わせ　中小企業庁金融・給付金相談窓口 0570-783-183

掲載している内容は、4月17日時点の情報です。事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、経済産業省ウェブサイト（https://www.meti.go.jp/covid‐19/）で確認ができます。

**農林業者の皆さまへ**

問い合わせ　農林振興課 23-7090

**経営相談**

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ先 | 内容 |
| 東北農政局企画調整室  022-263-1111（内線）4404 | 令和2年度農林水産関係補正予算(新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策関係)の概要など相談に応じます。 |
| 県大崎地方振興事務所農業振興部  91-0717 | 農畜産物の販売単価の低迷や販売量の減少など、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、農業経営の安定化に向けた相談に応じます。 |
| 県美里農業改良普及センター  32-3115 |

**経営支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により、農林業経営に支障を来している農業者に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者（事業規模・売上の減少率などの要件）が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

**農林漁業セーフティネット資金**

最大1,200万円の融資を5年間（林業者は融資当初10年間）実質無利子で受けられます。

**対象**　資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれがある主業農林漁業者など

**資金使途**　農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金

問い合わせ　日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業 022-221-2332

**農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）**

　最大3億円（法人は最大10億円）の融資を5年間実質無利子で受けられます。

**対象**　経営に影響が発生している認定農業者

**資金使途**　農業経営改善計画の達成に必要な資金（新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。）

問い合わせ　日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業 022-221-2332

**経営体育成強化資金**

最大1億5,000万円（法人・団体は5億円）の融資を5年間実質無利子で受けられます。

**対象**　経営に影響が発生している主業農業者など

**資金使途**　経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

問い合わせ　日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業 022-221-2332

**農業近代化資金**

最大1,800万円（法人・団体は最大2億円）の融資を5年間実質無利子で受けられます。

**対象**　農林業経営に影響が生じている主業農業者など

**資金使途**　経営改善に必要な施設資金など

問い合わせ　宮城県農政部農業振興課 022-211-2837

**農林業経営サポート資金**

　最大300万円（法人は最大500万円）の短期融資（1年間）を実質無利子で受けられます。

**対象**　農林業経営に影響が生じている農林業者

**資金使途**　短期運転資金（当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金などの支払いに要する経費など）

問い合わせ　宮城県農政部農業振興課 022-211-2837

掲載している内容は、4月17日時点の情報です。農業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、農林水産省ウェブサイト（https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\_coronavirus/）で確認ができます。